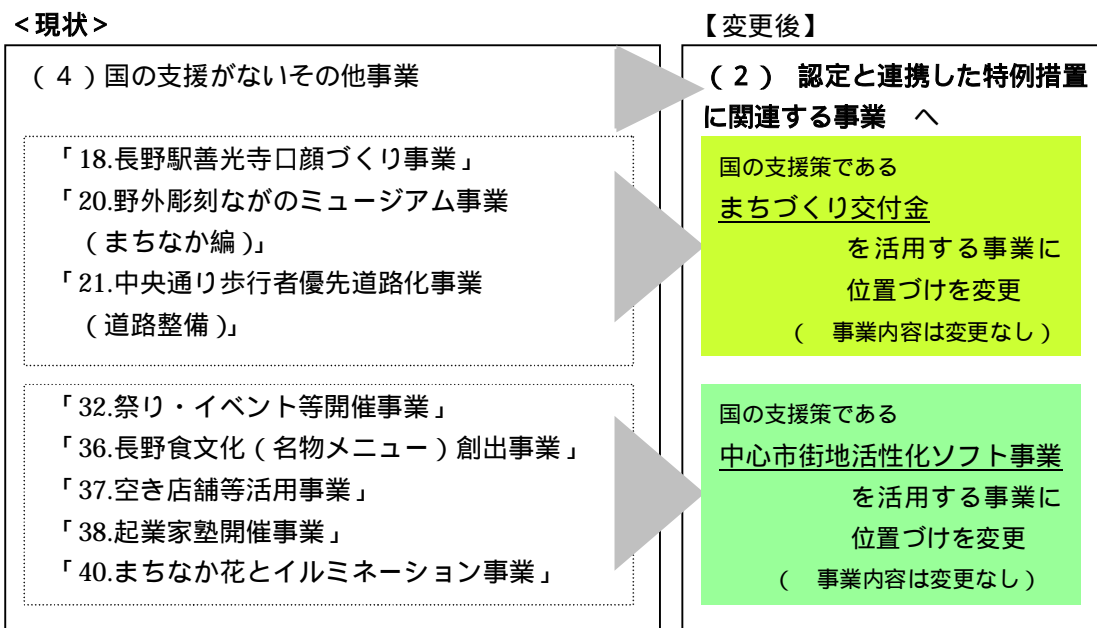


長野市中心市街地活性化基本計画の変更について

1 2回目の基本計画変更内容

(1) 国の支援策活用による位置づけの変更

当初から基本計画に位置づけがある次の8事業について、国の支援策(まちづくり交付金等)を活用するため、「国の支援策がない事業」から「認定と連携した特例措置に関連する事業」に位置づけを変更するもの



(2) 新規事業の追加による変更

新たに「50.新田町地区優良建築物等整備事業」を追加するもの

(3) 実施時期等の変更による軽微な変更

事業実施主体である(株)まちづくり長野から、下記のとおり、実施時期や国の支援措置の実施期間の変更について、申し出があったため、軽微な変更の届出を行う。

ア 変更概要

事業名	変更内容	変更前	変更後
29.共通駐車券事業	実施時期	平成 19 年度 ~	平成 20 年度 ~
	措置の実施期間	平成 19 年度	平成 20 年度
30.起業家インキュベーション施設事業	措置の実施期間	平成 19 年度	平成 19 ~ 21 年度

事業内容は、変更なし

イ 変更の理由

事業名	変更理由
29.共通駐車券事業	駐車場共通化方式に係る関係者の合意形成にあたり相当の期間を要し、当事業の開始が平成 20 年度に延期となるため
30.起業家インキュベーション施設事業	平成 19 年度に加え、平成 20、21 年度の 2 ヶ年においても、国の支援措置を活用することとなるため

2 主な経過等

月 日	内 容	備考
平成 20 年 2 月 1 日	2 回目の変更申請 [下記 2 (1)(2)] について、第 1 回専門委員会に説明し、了承される。	
平成 20 年 2 月 19 日	2 回目の変更について、長野市中心市街地活性化協議会に協議したところ同意する旨の回答あり	
平成 20 年 2 月 21 日	(株)まちづくり長野から、下記 2 (3)の申し出あり	
平成 20 年 2 月 28 日	国に 2 回目の計画変更の認定申請と軽微な変更届出	
平成 20 年 3 月 31 日	計画変更について総理大臣認定	計 50 事業